

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

総務部会

協議項目		各種事務事業の取扱い			関係項目		総務企画関係事業			
調整の方針		<p>(案)</p> <p>公有地の占有許可物件については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。                      ただし、占有料については、合併後全ての物件について適正な対価を徴収するものとする。</p>								
		南部町			南部川村			具体的な調整内容		
公有地の占有許可	関西電力(株)	許可内容	電柱等・地中線敷設に際しての町有地占有許可			電柱等・地中線敷設に際しての村有地占有許可			<p>公有地の占有許可物件については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。                      ただし、占有料については、合併後全ての物件について適正な対価を徴収するものとする。</p> <p>占有料の積算式は南部町の、南部町行政財産使用料徴収条例別表を採用する。</p>	
		許可件数	電柱等	673本	平成13年3月末日現在	電柱等	475本	平成13年3月末日現在		
			地中線	5,513m		地中線	該当なし			
		年間占有料	電柱等	770～1,600円/本			電柱等	無料		
			地中線	36～710円/m			地中線	該当なし		
	西日本電信電話(株)	許可内容	電話柱等敷設・光変換設備設置に際しての町有地占有許可			電話柱等敷設・光変換設備設置に際しての町有地占有許可				
		許可件数	電話柱等	167本	平成13年3月末日現在	電話柱等	本柱99本 他	平成13年3月末日現在		
			光変換装置	45,811m		光変換装置	該当なし			
		年間占有料	電話柱等	690～1,500円/本			電話柱等	無料		
			地中線	36～710円/m			地中線	該当なし		

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

総務部会

協議項目		各種事務事業の取扱い		関係項目	総務企画関係事業	
調整の方針		(案) 防災行政無線については、合併までに調整し合併時に一元化する。				
		南部町		南部川村		
防災行政無線	名称	南部町防災行政無線放送		南部川村防災行政無線放送		
	構成	親局	南部町		1 (南部川村民センター3階)	
		遠隔装置	日高広域消防		5 (役場宿直室・高城支所・清川支所・日高広域消防・みなべ農協本所)	
		子局	33		71	
		戸別受信機	2,800		78	
	設備保守管理	受託者 サイバーリンクス		受託者 サイバーリンクス		
	委託料	1,953千円(年1回)		3,255千円(年1回及び故障時随時保守)		
	放送内容	定時通信(春、秋の火災予防・交通安全運動) 津波、大雨洪水警報等の緊急情報 火災時の消防団招集、通行止・断水等のお知らせ 未帰宅者情報のお願い、時報など		大雨洪水警報等の緊急情報 火災時の消防団招集、通行止・断水等のお知らせ 行政の行事等お知らせ 農協からの農業情報等 各種団体のお知らせ(区長、婦人会、青年団他)		
	放送時刻	12時、17時、21時のチャイム		農協 11時半・16時半 チャイム 7・11・12・17時 定時放送 7・11・17時 お悔やみの連絡(区長会) 11・15時		
	役割分担	時間内	総務課が主となる		総務課	
時間外		宿日直者				
具体的な調整内容						
防災行政無線については、合併までに調整し合併時に一元化する。						
消防団の参集システムについても新町全域をカバーできるように調整する。						
南部町において全戸配布している戸別受信機の南部川村地域への整備については、その目的と費用対効果を勘案し新町において検討する。						
放送の内容については、両町村で異なることから、合併までに地域の特性を考慮した運用も勘案し、放送基準の統一を図る。						